

子ども・子育て支援金制度について（お知らせ）

令和 8 年度から社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みである「子ども・子育て支援金制度」がスタートします。

子ども・子育て支援法において「少子化対策を本格化するための様々な施策」に必要となる費用に充てるため、国は健康保険組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は納付金を納付する義務を負うことが法令で定められるとともに、納付金に充てる子ども・子育て支援金は、健康保険法において保険料と位置づけられました。

つきましては、当組合におきましても令和 8 年度からこれまでの健康保険料、介護保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収することとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 支援金徴収の開始時期について

令和 8 年 4 月分保険料（5 月末納付分）から納付いただくこととなります。

※納入告知書には、第 3 の費目として子ども・子育て支援金が追加されます。

※健康保険組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることはできないため、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

2. 支援金の使途について

「こども未来戦略」において、我が国の少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「加速化プラン」が策定され、支援金はその財源を担うものです。具体的には、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付や出生後休業支援給付の創設、こども誰でも通園制度、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置等に充てられます。

3. 負担（支援金率）について

支援金率につきましては、決定次第お知らせいたします。

※子ども・子育て支援納付金の目安は、令和8年度が約6千億円、令和9年度が約8千億円、令和10年度は約1兆円とされています。健康保険組合連合会の試算では、支援金率は0.3%程度からスタートし、令和10年度には0.4%程度に上がる見込みです。

※支援金率は、協会けんぽや健康保険組合等の被用者保険の間で格差が生じることのないよう、国が一律の率を示し、原則その率で徴収することになります。

※被保険者に係る支援金額は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に子ども・子育て支援金率を乗じて得た額となります。

4. 添付資料

- ①令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります
- ②こども・子育て世帯を応援！こども未来戦略「加速化プラン」
(給付拡充と子ども・子育て支援金制度)

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06-6941-5004

神戸支部 TEL 078-221-6100

京都支部 TEL 075-801-2905